

営繕系工事における熱中症対策について（お知らせ）

令和7年9月
下 関 市

下関市では、建設現場における熱中症による労働災害防止の観点から、高温多湿な環境下における作業時には必要な措置を講じるよう求めてきたところですが、熱中症対策の一層の強化を図るため、本市においても、山口県に準じて運用することとしますので、お知らせします。

I 内容

1 熱中症対策に係る費用について

以下の一般的な熱中症対策に関する項目は、共通仮設費率及び現場管理費率に含んでおり、当初工事費に費用計上している。

- 作業用大型扇風機
- 作業場換気用送風機
- 作業場換気用送風機
- エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- 遮光チョッキ、空調服
- ドライミスト
- 暑さ指数（WBGT値）の計測装置 等

一般的な熱中症対策に関する項目以外（例えば、遮光ネット（足場に設置するものに限る）、等）を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応する。

2 工期について

気象状況等により工期中に発生した猛暑による作業不能日がある場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができるものとする。なお、猛暑による作業不能日数は以下により算定する。

当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する現場の直近の地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算する。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

（山口県建築指導課 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/eizengyousei/303355.html>）

II 適用日

令和7年9月1日から適用します。